

食肉衛生検査所白衣等洗濯・消毒業務委託仕様書

本仕様書は、秋田市食肉衛生検査所でと畜検査および精密検査をした際に汚染された白衣等洗濯・消毒業務委託に関する基準を定めたものである。

1 委託品目

- (1) 検査用白衣（診察衣、ポリエステルに綿）
- (2) 検査用作業服（上衣・ズボン）夏服・冬服（ポリエステルに綿）

なお、詳細については、現物を参照のこと。

2 委託数量

(1) 最小発注数量

ア 検査用白衣 1 着

イ 検査用作業服 1 着

(2) 発注予定数量

ア 検査用白衣 3,000 着

イ 検査用作業服

(ア) 上衣 3,000 着

(イ) ズボン 2,800 着

3 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

4 回収日および納品日

次に掲げる日以外の日とする。

なお、納品は回収した日の翌々日までとする。

(1) 週休日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

5 委託事業所

秋田市食肉衛生検査所（秋田市河辺神内字堂坂2番地6）

6 委託条件

(1) 白衣等に血液などが付着するため、回収は当日午前までの分を当日の午後2時までに行うこと。

また、回収および納品時の洗濯物の確認および記録を行うこと。

- (2) 洗濯処理の際は、塩素系漂白剤等による消毒もしくは洗濯物の材質等からみて適切な消毒効果が認められる処理方法による消毒を十分に行うとともに、熱に弱い素材を除き熱水（80度10分以上）による処理を行うこと。
その他の処理方法により消毒処理を行う場合は秋田市の承認を得ること。
- (3) 白衣等のしみ抜き作業は、纖維の種類、しみの種類・程度等に応じた適正な薬剤を選定し、しみ抜きを行うこと。
- (4) 白衣等の処理に使用した消毒剤、有機溶剤、洗剤等が仕上げの終わった白衣等に残留することがないようにすること。
- (5) 洗濯作業によって生じる洗濯物のボタン、ズボンチャック等の破損修理は、受託者の負担とする。
- (6) 契約締結後から令和8年3月31日までを準備期間とし、同年4月1日から通常の業務ができるようにすること。
- (7) 委託品の納入場所は、秋田市食肉衛生検査所とし、当所までの運搬は往復共に受託者の責任と負担において行うものとする。
- (8) 当所の業務に関する情報を漏洩しないこと。

7 その他

- (1) 発注予定数量が不確定であるため、最小発注数量あたりの単価契約とする。
- (2) 秋田市が、受託者から適法な支払請求書を受け取った日から30日以内に、秋田市が契約業者へ代金を支払うこととする。
- (3) 秋田市は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）第6条に該当する感染症により汚染されているもの若しくは汚染されている恐れのあるものについて、同法第29条の規定に基づき、感染症の発生予防又は蔓延を防止するための措置が所内で行われていない場合は、受託者に洗濯を委託しない。
- (4) 仕様書に定めない事項であっても、洗濯業務上当然行うべき事項についてはこれを実行し、又は秋田市の指示に従うこと。